	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	10462	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	第68条の36第１項（償却費）	10342	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10343	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「、別表十六（四）「29」の欄」を削り、同項の次に次のように加える。

準備金方式による特別償却（特別償却準備金積立不足額）	第68条の41第２項、第３項又は第12項	10564	法規別表十六（九）「９」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表海外投資等損失準備金の項を次のように改める。

海外投資等損失準備金	第68条の43第１項第１号又は第８項（同号に係る部分に限る。）	10187	法規別表十二（一）「16」の欄の金額
	第68条の43第１項第２号又は第８項（同号に係る部分に限る。）	10188	
	第68条の43第１項第３号又は第８項（同号に係る部分に限る。）	10189	
	第68条の43第１項第４号又は第８項（同号に係る部分に限る。）	10190	

様式第二の記載要領第四号の表特定事業再編投資損失準備金の項中「又は第２項」を削り、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項中「別表十二（八）「18」」を「別表十二（七）「18」」に改め、同表使用済燃料再処理準備金の項中「第68条の53第１項」の次に「又は第６項」を加え「別表十二（九）「13」」を「別表十二（八）「13」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「第68条の54第１項」の次に「又は第８項」を加え「別表十二（十）「23」」を「別表十二（九）「23」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十一）「７」」を「別表十二（十）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十二）「15」」を「別表十二（十一）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十二）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十四）「９」」を「別表十二（十三）「９」」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項中「別表十（四）「16」」を「別表十（三）「16」」に改め、同表新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項中「別表十（四）「40」」を「別表十（三）「40」」に改め、同表対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項中「別表十（五）「20」」を「別表十（四）「20」」に改め、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項を削り、同表沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項中「別表十の二（一）「22」」を「別表十の二（一）「17」」に改め、同表連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例の項を削り、同表農業経営基盤強化準備金の項中「又は平成26年旧措置法第68条の64第１項」を削り、「別表十二（十五）「10」」を「別表十二（十四）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「又は平成26年旧措置法第68条の65第１項」を削り、「別表十二（十五）「43の計」」を「別表十二（十四）「43の計」」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中

「

第68条の72第３項において準用する第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項又は第68条の72第３項において準用する第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項	10531	法規別表十三（四）「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

」を

「

第68条の72第３項において準用する第68条の71第８項において準用する第68条の70第１項又は第68条の72第３項において準用する第68条の71第９項において準用する第68条の70第７項	10531	法規別表十三（四）「21」の欄の金額（当該金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
第68条の72第10項	10565	法規別表十四（四）「18」の欄に「換地処分等」と記載した譲渡損益調整資産の同表「14」の欄の金額

」に改

「21」の欄の同表「23」の場合には、同」

め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「又は平成26年旧措置法第68条の75第１項」を削り、同表農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項中「又は平成26年旧措置法第68条の76第１項」を削り、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項を次のように改める。

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第１号）	10352	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第68条の78第１項の表の第２号）	10353	
	第68条の78第１項若しくは第９項又は第68条の80（第65条の７第１項の表の第３号イ又はロ）	10532	